

北海道環境影響評価審議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号）第 61 条の規定に基づき、北海道環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議は、特に非公開とする必要があると認められる場合を除くほか、公開とする。

(意見の聴取等)

第 3 条 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、道民その他の者の出席を要請し、その意見を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、道民その他の者の意見を聴くため、公聴会を開催することができる。

(議事録等)

第 4 条 審議会は、調査審議の概要及び結果を記録し、これを議事録として会長が確認した上で、保存するものとする。

(小委員会)

第 5 条 審議会に、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

3 小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(小委員長)

第 6 条 小委員会に、小委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから互選する。

2 小委員長は、小委員会を代表し、小委員会の議事その他の事務を処理する。

3 小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから小委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(専門委員の小委員会への所属)

第 7 条 会長は、必要があるときは、小委員会の所掌事項のうち特別の専門的事項を調査させるため、その指名する専門委員を小委員会に所属させることができる。

(小委員会の会議)

第 8 条 小委員会の会議は、小委員長が招集する。

2 小委員会は、所属委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、小委員長の決するところによる。

4 第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定は、小委員会の会議について準用する。

(審議会への報告)

第9条 小委員長は、付託された事項について調査審議をしたときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(予備調査委員会)

第10条 会長は、審議会に諮問が予定されている案件について、予め調査検討する必要があると認めるときは、審議会に予備調査委員会を置くことができる。

2 予備調査委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 第6条から第8条までの規定は、予備調査委員会の会議について準用する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の事務局は、環境生活部環境保全局環境政策課に置く。

(雑則)

第12条 前各条に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年10月30日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。